

## 福岡県宿泊税検討委員会の公開に関する要領

### 第1 趣旨

この要領は、福岡県宿泊税検討委員会設置要綱（令和5年4月19日施行。以下「設置要綱」という。）に基づき、福岡県宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 会議の公開

委員会の会議は、原則として非公開とする。

### 第3 報道機関の取材

報道機関の取材は、冒頭の委員長挨拶までとする。

ただし、初回及び委員の改選以降最初の委員会については、観光局長挨拶までとする。

なお、取材中は第5の規定に従うものとする。

### 第4 取材手続

1 報道機関の取材申込みは、会議開始30分前から会場において受付し、会議開始予定時刻まで行うこととする。なお、中途入場は認めないものとする。

2 会議を取材しようとする者（以下「取材者」という。）は、受付で必要事項を記帳し、係員の指示に従い席に着くものとする。

### 第5 取材者の遵守事項

取材者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員長の指示に従うこと
- (2) 会議開催中は静粛に傍聴するものとし、会場内での発言、拍手その他の方法による公然たる賛否の表明、その他委員会の会議を妨げる行為をしないこと。
- (3) 会場内での飲食、喫煙、携帯電話の使用等、会議の秩序を乱す行為をしないこと。

### 第6 退場措置

取材者が第5の規定に違反した場合は、委員長は退場を命ずることができる。

### 第7 取材要領

公正かつ円滑な会議の運営を確保するため、委員長は、別途作成した取材要領を取材者に配付することとする。

### 第8 委員会開催の周知

「福岡県宿泊税検討委員会開催のお知らせ」を作成し、県民情報センター及び地区県民情報コーナーに配架することとする。また、県のホームページにて公開することとする。なお、

報道機関にも開催に関する情報を提供することとする。

## **第9 議事録等の公開**

会議の資料及び議事録の概要は、県民情報センター及び地区県民情報コーナーで一般の閲覧に供することとする。また、県のホームページにおいて公開する。

## **第10 委員長の措置**

この要領に定めるもののほか、委員長は、委員会の円滑な審議を確保するため、随時必要な措置をとることができる。

附則 この要領は、令和5年5月10日から施行する。